

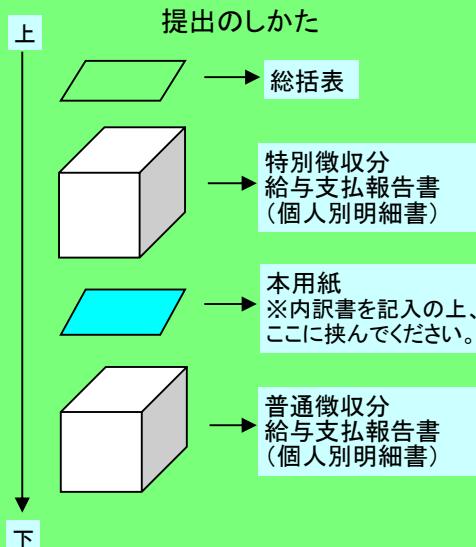
普通徴収理由内訳書

8

普通徴収として提出する給与受給者の人数と理由は以下のとおりです。

普通徴収とする理由	人数
① 他の事業所で市県民税を特別徴収している方(乙欄適用者)	人
② 退職者・退職予定者(5月末日まで)・休職者	人 内退職者 人
③ 毎月の給与が少なく税額が引けない方	人
④ 給与の支払が不定期の方	人
⑤ 事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
⑥ 総受給者数が2名以下(上記①～⑤を除く)	人
普通徴収合計人数 ※総括表の普通徴収欄の人数と一致します。	人

※理由の各欄に人数を記入していない等記載不備がある場合や、正当な理由なく普通徴収として提出した場合は特別徴収での取り扱いとなります。



普通徴収

普通徴収理由内訳書について

下記の普通徴収理由内訳書の各項目に該当する場合は、普通徴収となります。内訳書の各項目の説明については下記のとおりですので、必ず確認していただき、記入漏れが無いようお願いします。

なお、この内訳書に該当しない方については、特別徴収(給与天引き)となります。

【普通徴収とする各項目】

普通徴収とする理由
① 他の事業所で市県民税を特別徴収している方(乙欄適用者)
② 退職者・退職予定者(5月末日まで)・休職者
③ 每月の給与が少なく税額が引けない方
④ 給与の支払が不定期の方
⑤ 事業専従者(個人事業主のみ対象)
⑥ 総受給者数が2名以下(上記①～⑤を除く)
普通徴収合計人数 ※総括表の普通徴収欄の人数と一致します。

キ
リ
ト
リ



【該当要件】

- ① 給与支払報告書の「乙欄」に記載がある
- ② 給与支払報告書の「中途退職欄」に記載があり、令和7年12月31までに退職している・令和8年5月31日までに退職予定である・休職中である
- ③ 毎月の給与が少なく、市県民税を特別徴収することができない
- ④ 給与の支払が毎月でない(季節雇用等)
- ⑤ 給与の支払を受ける方が給与支払者の家族等となっている
- ⑥ 給与を支払を受ける方の総数が2名以下である(上記①～⑤に該当する全ての従業員数(他市町村分も含む)を差し引いた人数)

※ ⑤及び⑥の場合であっても特別徴収することは可能です。

